

三沢市復興推進協議会会議概要

日 時	平成24年6月12日（火） 15:00～15:20
場 所	三沢市役所別館2階図書室
構成員	株式会社日本政策投資銀行 株式会社みちのく銀行 プライフーズ株式会社 三沢市
事務局	三沢市経済部企業誘致推進室 室長 皆川 智 室長補佐 田辺 正英

【次 第】

1. 開 会
2. あいさつ（三沢市政策財政部長）
3. 出席者紹介
4. 議 事
(1) 「三沢市復興推進計画（案）」について
(2) その他
5. 閉 会

【議事概要】

- あいさつ（米田三沢市政策財政部長）

当協議会は、東日本大震災復興特別区域法に基づき、復興推進計画の策定並びに認定復興推進計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、6月4日に設置要綱を制定し、本日設置されたものである。

東日本大震災により、本市においては人的被害や住家被害に加え、三沢漁港や福祉施設などに甚大な被害を受け、被害総額は約78億3千万円にのぼっている。

今後は、昨年12月に策定した三沢市復興計画に基づき、復旧へのスピードを加速させ、復元にとどまらない創造的復興をも目指していかなければならない。

お集まりの皆様方には、今後もより一層のお力添えを賜りたい。
- 会長（山本三沢市政策財政部政策調整課長）

早速、議事に入りたい。「三沢市復興推進計画（案）」について、事務局から説明願いたい。
- 事務局
復興推進計画の説明の前に、本日の趣旨について申し上げる。東日本大震災からの迅速な復興を支援するため、昨年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立し、地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設し、必要となる税・財政・金融上の支援をすることとしている。

このたび、細谷工業団地において冷凍食品製造工場を新設する、当市の誘致企業であるプライフーズ㈱が、計画の目標を達成するうえで、当市の中核を担う事業として、法第44条に基づく利子補給金の支給対象となることとなった。

計画の認定、利子補給金を受けるに当たり、「地域協議会」の設立が必要であり、また、対象となる金融機関も協議会の構成員となることが必要とされていることから、本日開催することとなった。

(以下「三沢市復興推進計画(案)」により説明)

- 会長
説明のあった「三沢市復興推進計画(案)」について、ご質問、ご意見等をいただきたい。
- 出席者
(特に発言なし)
- 会長
ご意見がないようなので、「三沢市復興推進計画(案)」については、この内容で決定してよろしいか。
- 出席者
了承(全員)
- 会長
それでは、この内容で認定に向けた作業を進める。なお、今後、国とのやり取りの中で、字句の訂正等があると思うが、その点についてはご了解いただきたい。

以 上